

請願 第12号

受付 平成28年11月21日

付託 平成 年 月 日

## 取手市の手数料、使用料値上げ案についての徹底審査を求める請願

紹介議員 加増充子

### ・請願趣旨

取手市の手数料・使用料値上げ案は、10月15日広報に掲載され、それにさき立ち、各公共施設を通じ「手数料・使用料の料金を見直します」と、値上げが決まったと受け取れるパンフレットと、一覧表が一部市民に配布されました。市議会には、9月議会中に、各会派に説明はあったというものの、公式会議での説明は、10月24日の市議会全員協議会が初めての報告でした。

議会への公式な報告もなく、決まってもいないものを、決まったかのようにパンフレットが配布されたこととなります。取手市が自ら進んで行うべき市民説明会すら、市民・団体などからの要求によりやっと開いたのが12月議会直前の11月半ばになりました。市民からは、値上げ反対ばかりか、このような進め方に対しても取手市への怒りが広がっています。

今回の値上げ案が実行されることになれば、市民への負担増ばかりか、公共施設の設置目的に反し、各施設の利用者の減少は明らかです。

市民活動の拠点としての公共施設は、老朽化した施設や壊れた備品の改修を行うなど、誰もがもっと利用しやすいものにすることが、取手市としての大事な仕事です。市民活動が活発に行われることで、市民福祉・健康増進、地域文化の振興を図り、地域に魅力と活力を生み出せます。

今回の値上げ案は、その目的、その進め方も市民を無視するばかりか、市民の代表として二元代表制の一翼を担う議会の軽視そのものです。

議会で議決していない関係事業（パンフレット発行など）への予算の執行は、議会軽視ばかりか、予算・条例など議決権を持つ議会の権限を侵し、地方自治法と取手市条例に違反するもので議会としては放置できません。

取手市議会基本条例、第1条は「地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え・・・市民福祉の向上に寄与する」ことを目的とし、第2条は「市政における唯一の議事機関としての責任を自覚し・・・公平かつ公正に議論を尽くし・・・真の地方自治の実現を目指すものとする」としています。第5条は2項で「議会は、市民と多様な意見交換の場を設け・・・」とし、3・4項でも、請願者や傍聴人の発言を聞く機会を設けることを定めています。優れた議会基本条例を持つ取手市議会として、その名にふさわしい審査を行うことが求められます。

### ・請願事項

- 一、公共施設使用料、手数料値上げ案についての取手市の事務執行の経過について、地方自治法及び取手市条例違反の疑いなどの真相を明らかにし、議会として公表すること
  - 二、同、値上げ案の審査に当たり、市民の意見を十分に反映させる為、地方自治法及び取手市議会会議規則に基づき公聴会を開催すること
- 以上のことから、地方自治法第124条の規定により下記事項について請願します。

2016年11月21日

請願者

住所 取手市藤代南3-2-48

氏名 金子 勤 ほか1人

取手市議会議長 佐藤 清 殿